

電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 1005 ページ）	改定した解説
<p>別表第十一第1章 電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値の解説</p> <p>1. 本章は、電気用品に使用される絶縁物の仕様温度の上限値について規定したものである。</p>	<p>1. 本章は、電気用品に使用される絶縁物の仕様温度の上限値について規定したものである。</p> <p>2. 内部配線に使用されるポリオレフィン混合物及び架橋ポリオレフィン混合物の使用温度の上限値は、それぞれ「ポリエチレン混合物（電線用）」及び「架橋ポリエチレン混合物（電線用）」と同等とみなす。</p>

（当該部解釈）

別表第十一第1章 電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値

1 電気用品に使用される電気絶縁物又は熱絶縁物（電源電線等に使用されるものを除く。）

(2) 絶縁物の使用温度の上限値

ニ 有機材料（熱可塑性樹脂）（抜粋）

種類 (材料名)	区分 (強化材)	使用温度の上限値	
		その1	その2
ポリエチレン混合物（電線用） ^(解説2)	—	75	—
架橋ポリエチレン混合物（電線用） ^(解説2)	—	90	125

2 電気用品に使用される電気絶縁物又は熱絶縁物（電源電線等に使用されるものに限る。）（抜粋）

種類（材料名）	その1
クロロプレンゴム混合物 スチレンブタジエンゴム混合物 耐熱ビニル混合物 ポリエチレン混合物 ポリオレフィン混合物	75
クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物 架橋ポリエチレン混合物 架橋ポリオレフィン混合物	90

備考3 ポリオレフィン混合物は、エチレン、プロピレン、エチレンプロピレン、エチレンビニルアセテート、エチレンエチルアクリレートを用いた樹脂混合物（ポリエチレンを除く。）とする。